

貯蔵・取扱いの基準

A
ゾーン

危 険物の貯蔵・取扱いに関しては、危険物の種類を問わない共通基準と危険物の種類ごとの基準に分かれます。

共通基準

★★★★★ check

製造所等においては、以下のルールを守らなければなりません。

- ① 許可若しくは届出に係る**品名以外**の危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと
- ② 許可若しくは届出に係る**数量（指定数量）を超える**危険物を貯蔵し、又は取り扱わないこと
- ③ **みだりに**火気を使用しないこと
- ④ 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと
- ⑤ 常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに**空箱その他の不必要な物件を置かない**こと
- ⑥ 貯留設備または油分離装置にたまった危険物は、あふれないように**随時くみ上げる**こと
- ⑦ 危険物のくず、かす等は、**1日に1回以上**危険物の性質に応じて安全な場所で廃棄その他適当な処置をすること
- ⑧ 危険物を貯蔵し、又は取扱う建築物その他の工作物または設備は、危険物の性質に応じ、**遮光**または**換気**を行うこと
- ⑨ 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取扱うこと
- ⑩ 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合においては、**危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように**必要な措置を講じること
- ⑪ 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、**危険物を完全に除去した後**に行うこと
- ⑫ 可燃性の液体、蒸気若しくはガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、**火花を発生する工具等**（工具、機械器具、履物等）**を使用しない**こと
- ⑬ 危険物を保護液中に保存する場合は、危険物が**保護液から露出しない**ようにすること

類ごとの基準

★★★★ check

危険物の類ごとに以下のような基準があります。同じ類であっても品名ごとに性質が異なることもあるため基準が全く同じではありません。

- 第1類**
 - 可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、**衝撃**若しくは、**摩擦を避ける**こと
 - **アルカリ金属の過酸化物**にあつては、**水との接触を避ける**こと
- 第2類**
 - 酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けること
 - **鉄粉、金属粉及びマグネシウム**にあつては、**水又は酸との接触を避ける**こと
 - 引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと
- 第3類**
 - 自然発火性物品にあつては、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避けること
 - **禁水性物品**にあつては、**水との接触を避ける**こと
- 第4類**
 - 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと
- 第5類**
 - 炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、**衝撃**又は**摩擦を避ける**こと
- 第6類**
 - 可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること